

令和6年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

1 日 時 令和7年3月5日(水) 13時30分

2 場 所 目黒区総合庁舎4階 特別会議室

3 出席者

(1) 審議委員17人(定数21人 欠席4人)

ア 被保険者代表(4人)

小谷田委員、東郷委員、長南委員、金澤委員

イ 療養担当者代表(5人)

渡邊委員、清水委員、奈良橋委員、川上委員、寺田委員

ウ 公益代表(5人)

岸委員、武藤委員、坂元委員、鈴木会長、岡田会長職務代行

エ 被用者保険等代表(3人)

池田委員、河久保委員、菅牟田委員

オ 欠席者(4人)

積田委員、井出委員、吉田委員、斉藤委員

(2) 区 側 7人

区長、区民生活部長、国保年金課長、国保年金課管理係長、同課資格賦課係長、同課給付係長、同課管理係職員1名

4 議 題

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

5 配付資料

(1) 令和6年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会次第

(2) 諮問文(写し)

(3) 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料

(4) 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

(5) 答申文(写し) ※会議終了時に委員に配付

6 会議次第(会議の結果と主な発言)

(1) 区長あいさつ

(2) 諮問

諮問文を区長から会長に手渡し

※諮問後、区長は所用により途中退席。

(3) 議題

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について  
説明：資料に基づき事務局（国保年金課長）から説明  
質疑応答：以下のとおり

**A 委員**

来年度の保険料は引き下げられるということであるが、保険料が毎年増加してきた中で、来年度減少する理由について、もう一度確認したいので詳しく聞きたい。

**事務局**

今回の保険料の引き下げの主たる要因は、基礎分、いわゆる医療分の保険料が下がったことによる。

国保制度において実際にかかった保険給付の経費を賄うために、東京都から交付される保険給付費等交付金によって全額賄われる。

この保険給付費等交付金の1/2が、各区市町村保険者に割り当てられる国民健康保険事業納付金によって賄われている。各区市町村は、この国保事業費納付金を賄うために被保険者から保険料として集めることとなる。

この納付金は、東京都が国のガイドラインに基づいて、概ね直近3年間の医療費の動向を基に、国が示す係数などを用いて、次年度の納付金を算定しており、この割り当てられる納付金によって保険料が決まることになる。

この納付金の割当額は、医療分の納付金については、基本的には保険給付の動向、すなわち医療費の動向によって決まることとなる。

この医療費については、被保険者の高齢化や医療の高度等により1人当たり医療費は上昇基調にあり、保険料の増加も続いている。1人当たり医療費は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響、受診控えにより、令和2年に一旦下がったものの、その後は、その反動などもあり、1人当たり医療費の伸び率は極めて高い水準となっている状況であった。

令和7年度の保険料は、新型コロナウイルス感染症の影響も薄れたことなどもあり、1人当たり医療費の伸びの推計がコロナ以前の水準に戻るとの見込みとなった。

このため、東京都から割り当てられる納付金も減少し、この経費に充てる保険料も減少するという事になった。

**A 委員**

医療費の伸びが以前の水準まで戻ったので保険料が下がったということはわかった。

この傾向は今後も続くのかも確認したい。令和8年度以降は今年下がった分も含めて保険料が上がるということはないのか。

**事務局**

医療費の伸びは、コロナ以前の水準に戻っただけであり、増加基調にあることは変わってはいない。医療費の高い伸び率を見込んでいた6年度までと比較して、7年度は下がったが、8年度以降は医療費の動向と連動して増加基調に戻ることになると見込んでいる。

【確定\_公表用】

採 決：「目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について」  
賛成者多数（全員賛成）により、原案を可とする。

(4) 答申

答申文を会長から区長（代理：区民生活部長）に手渡し

(5) 報告

報告事項：以下のとおり

- ・関係法令の改正に伴う令和7年度国民健康保険事業の主な変更点について

説 明：上記について国保年金課長から資料に沿って説明。

質疑応答：特になし

(6) その他（事務局からの連絡事項）

次回開催予定について説明（資料なし）

次回の開催予定については、令和8年度保険料改定に伴う保険料改定に伴う条例改正事項があるため、令和8年3月初旬の開催を予定している。

以 上